

第 29 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関
する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 9 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正

別表第 1 (12) の項中「1,010」を「1,020」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

令和6年10月1日より滋賀県の最低賃金が1,017円に引き上げられることから、最低賃金を下回る会計年度任用職員の基本報酬の額を改定するため、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

改正の概要

令和6年10月1日より滋賀県の最低賃金が1,017円に引き上げられることから、最低賃金を下回る会計年度任用職員の基本報酬の額を10円単位で引き上げることとする。

【令和6年10月1日施行】

訓令別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	【改正前】基本報酬の額	【改正後】基本報酬の額
(12)教員業務支援員	1時間につき 1,010円	1時間につき 1,020円

※基本報酬…給料および地域手当に相当する報酬

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
職務	基本報酬の額	職務	基本報酬の額
(1)から(11)まで 省略		(1)から(11)まで 省略	
(12) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,010</u>	(12) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,020</u>
(13)および(14) 省略		(13)および(14) 省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	